

# 福井県報

第 1814 号  
平成 19 年  
2 月 23 日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,750円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 規則

※福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境政策課)……………一

### 告示

○鳥獣保護事業計画の変更(自然保護課)……………一

○特定鳥獣保護管理計画の変更(同)……………一

○特定鳥獣の捕獲等の禁止の解除および捕獲制限の一部解除(同)……………一

○生活保護法の規定による居宅介護を担当させる機関の指定(地域福祉課)……………一

○生活保護法の規定による施設介護を担当させる機関の指定(同)……………一

○特定第二号漁業者に対する共済契約の締結の申込みに係る同意成立の届出(四件)(水産課)……………一

○土地収用法の規定による事業の認定(土木管理課)……………三

○公有水面の埋立ての免許の出願(港湾空港課)……………四

○公有水面埋立地の用途の変更の許可申請(二件)(同)……………七

○都市計画の変更案の縦覧(都市計画課)……………十一

○土地改良区の役員の就任(奥越農林総合事務所)……………十二

## 規則

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成十九年二月二十三日  
福井県知事 西川 一誠

### 福井県規則第五号

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則(平成十七年福井県規則第四百号)の一部を次のように改正する。  
別表第二第二号から第四号までの規定中「パーセント」を「〇・パーセント」に改める。

### 附則

様式第八号中「建築物」を「建築物等」に改め、「に掲げるもの」を削る。

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年三月一日から施行する。

2 改正前の福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告示

### 福井県告示第99号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第1項の規定に基づき策定した第9次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第4項の規定によりこれを公表する。

なお、変更した第9次鳥獣保護事業計画を次のとおり縦覧に供する。  
平成19年2月23日  
福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類  
変更した第9次鳥獣保護事業計画

2 縦覧期間  
告示の日から4週間

3 縦覧の場所  
福井県安全環境部自然保護課、福井県各農林総合事務所および福井県嶺南振興局

### 福井県告示第100号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき策定した福井県特定鳥獣保護管理計画—ニホンジカ—を変更したので、同条第7項で準用する第4条第4項の規定によりこれを公表する。

なお、変更した福井県特定鳥獣保護管理計画—ニホンジカ—を次のとおり縦覧に供する。  
平成19年2月23日  
福井県知事 西川 一誠

1 縦覧に供する書類  
福井県特定鳥獣保護管理計画—ニホンジカ—

2 縦覧期間

告示の日から4週間

3 縦覧の場所  
福井県安全環境部自然保護課、福井県各農林総合事務所および福井県嶺南振興局

### 福井県告示第101号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第2項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の捕獲等の禁止を解除するとともに、捕獲制限を一部解除する。  
平成19年2月23日  
福井県知事 西川 一誠

1 捕獲等の禁止を解除する特定鳥獣  
ニホンジカの雌

2 捕獲制限の一部解除の内容  
1人1日当たりの捕獲頭数を2頭とする。ただし、雄1頭、雌1頭とする。

3 対象区域  
敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

4 期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

### 福井県告示第102号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、同法の規定による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示する。  
平成19年2月23日  
福井県知事 西川 一誠

居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
新田胃腸科放射線科病院	福井市中央3丁目7番12号	短期入所療養介護	新田胃腸科放射線科病院	福井市中央3丁目7番12号	平成18年11月9日

**福井県告示第103号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）  
第54条の2第1項の規定に基づき、同法の  
規定による介護扶助のための施設介護を担当  
させる機関を指定したので、同法第55条の  
2の規定により、次のとおり告示する。

平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

施設の種類	施設の所在地	施設の種類	指定年月日
施設の種類	施設の種類	施設の種類	施設の種類
新田胃腸科放射線科病院	福井市中央3丁目7番12号	介護療養型医療施設	平成18年11月9日

**福井県告示第104号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158  
号。以下「法」という。）第108条第5項  
において準用する法第105条の2第3項の  
規定による届出を審査した結果、次の区域お  
よび区分において法第108条第2項の規定  
による同意があつたものと認めたので、次の  
とおり公示する。

平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

大島・若狭高浜A加入区

1 発起人の住所および氏名

大飯郡大飯町大島52-50

田中 仙太郎

大飯郡大飯町大島113-10-2

井本 茂

2 区域

大島漁業協同組合および若狭高浜漁業協同組合の地区うち、旧若狭和田漁業協同組合の地区の区域

3 区分

機船底びき網漁業、沖合底びき網漁業および大型定置漁業

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日  
平成18年12月22日

福井県告示第105号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域および区分において法第108条第2項の規定による同意があったものと認めため、次のとおり公示する。  
平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

越前町D加入区

1 発起人の住所および氏名  
丹生郡越前町大樟7-4

荒木 政一

丹生郡越前町大樟7-7

柳 法行

2 区域

越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域

3 区分

総トン数10トン未満の漁船により行う漁業のうち、主としてスルメイカをとるいか釣り漁業を営む漁業区分  
4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年

農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日  
平成19年1月30日

福井県告示第106号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域および区分において法第108条第2項の規定による同意があったものと認めため、次のとおり公示する。  
平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

越前町D加入区

1 発起人の住所および氏名  
丹生郡越前町大樟8-7

米沢 康彦

丹生郡越前町大樟8-58-18

畑 武一

2 区域

越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域

3 区分

機船底びき網漁業であって旧大樟漁業協同組合の地区の者が行う漁業  
4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日  
平成19年1月30日

福井県告示第107号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項

において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域および区分において法第108条第2項の規定による同意があったものと認めため、次のとおり公示する。  
平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

越前町D加入区

1 発起人の住所および氏名  
丹生郡越前町道口8-45  
盛也 洋一

丹生郡越前町道口5-20-4

矢部 征男

2 区域

越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域

3 区分

機船底びき網漁業および機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業であって旧道口漁業協同組合の者が行う漁業  
4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日  
平成19年1月30日

平成19年1月30日

福井県告示第108号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。  
平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

1 起業者の名称  
鯖江市

2 事業の種類

多機能型健康福祉施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分  
福井県鯖江市神明町2丁目地内

(2) 使用の部分  
なし

(3) 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
鯖江市役所

5 事業の認定をした理由  
多機能型健康福祉施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号のすべてに該当するので、事業の認定をした。

(1) 法第20条第1号該当性  
本件事業は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関するものであると認められる。  
(2) 法第20条第2号該当性  
本件事業の起業者は鯖江市であり、まちづくり交付金の交付決定を受けていること、事業に要する費用は、平成18年度に予算化され、また平成19年度以降も予算化することとしており、事業の施行に必要な財源に対する措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められる。  
(3) 法第20条第3号該当性  
本件事業に係る起業地は、複数の候補地の中から地理的条件、社会的条件等を考慮して選定されたものである。  
また、起業地が事業の用に供されることにより、障害者の自立と社会参加の促進といった公共の利益の増進が見込まれ

るのに対して、失われる利益は、起業地内に移転の必要な物件等が存在しないことから、比較的小さいと考えられる。

これらのことから、本件事業に係る事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(4) 法第20条第4号該当性

本件事業により、障害者の、雇用契約に基づく就労機会の増加ならびにこれに伴う身分の安定および社会保障の確保が見込まれる。

また、昼間保護者のいない障害を持つ児童を対象に放課後の学童保育を行うことで、児童の健全育成といった福祉サービスの充実が見込まれる。

さらに、市民が本件事業を実施する施設を利用することにより、障害者の社会参加の促進も見込まれる。

これらのことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものであると認められる。

福井県告示第109号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年2月23日

敦賀港港湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 西川 一誠

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

福井市大手3丁目17番1号

福井県

福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 西川 一誠

2 埋立区域

(1) 位置

福井県敦賀市赤崎48号南今原7番8、57番1、60番1、60番3、赤崎47号北今原27番3、27番6、3番1、28番2、28番3、赤崎44号セバ谷口21番4、39番1、39番2、39番3、39番4、39番5、39番6、39番7、39番8、40番1、40番2、40番3、41番1、41番2、41番3、41番4、41番5、赤崎38号南津13番、14番1、14番2、28番、29番、30番、32番、赤崎36号北浜田14番、15番、16番2、17番、19番、21番、22番、赤崎35号下ノ庄23番、26番、27番、28番、29番、30番、赤崎ワキ庄6、18番合併、22番、23番1、23番2、25番、26番の地先公有水面

(2) 区域

ア 区域A

次の1の地点から308度40分44秒548.80メートルの地点を中心とする半径548.80メートルの円周で1の地点と2の地点とを結ぶ東側の円弧、2の地点から280度37分48秒298.80メートルの地点を円心とする半径298.80メートルの円周で2の地点と3の地点とを結ぶ東側の円弧、3の地点から277の地点まで結んだ線、277の地点から42の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位

(D. L. +0.37メートル)における公有水面と陸地との境界線、42の地点と1の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D. L. +0.37メートル)による公有水面と3号突堤との境界線により囲まれた区域

1の地点 北緯35度40分45秒、東経136度04分34秒に位置する旧運輸省2級基準点No.1(以下「甲地点」という。)から63度24分31秒799.24メートルの地点

2の地点 1の地点から24度39分16秒268.66メートルの地点

3の地点 2の地点から339度15分08秒327.27メートルの地点

4の地点 3の地点から37度53分30秒1.20メートルの地点

5の地点 4の地点から89度08分17秒7.58メートルの地点

6の地点 5の地点から358度31分52秒0.35メートルの地点

7の地点 6の地点から89度53分20秒35.55メートルの地点

8の地点 7の地点から111度51分40秒6.94メートルの地点

9の地点 8の地点から117度48分15秒5.19メートルの地点

10の地点 9の地点から128度41分31秒20.53メートルの地点

11の地点 10の地点から129度46分35秒39.56メートルの地点

12の地点 11の地点から128度49分29秒37.90メートルの地点

13の地点 12の地点から48度37分26秒2.18メートルの地点

14の地点 13の地点から148度26分24秒13.84メートルの地点

15の地点 14の地点から168度03分07秒13.10メートルの地点

16の地点 15の地点から165度11分05秒5.46メートルの地点

17の地点 16の地点から167度31分49秒25.00メートルの地点

18の地点 17の地点から168度21分14秒24.23メートルの地点

19の地点 18の地点から165度26分59秒6.46メートルの地点

20の地点 19の地点から75度27分14秒0.87メートルの地点

21の地点 20の地点から169度36分49秒33.18メートルの地点

22の地点 21の地点から165度55



分59秒	13. 18メートル
ルの地点	
23の地点	22の地点から165度17分39秒 17. 99メートル
ルの地点	
24の地点	23の地点から172度22分06秒 16. 14メートル
ルの地点	
25の地点	24の地点から178度08分18秒 19. 64メートル
ルの地点	
26の地点	25の地点から179度04分07秒 16. 98メートル
ルの地点	
27の地点	26の地点から178度30分05秒 20. 23メートル
ルの地点	
28の地点	27の地点から195度21分51秒 16. 22メートル
ルの地点	
29の地点	28の地点から184度28分58秒 23. 26メートル
ルの地点	
30の地点	29の地点から196度59分49秒 23. 25メートル
ルの地点	
31の地点	30の地点から196度37分51秒 23. 12メートル
ルの地点	
32の地点	31の地点から203度12分05秒 23. 13メートル
ルの地点	
33の地点	32の地点から198度47分17秒 23. 09メートル
ルの地点	
34の地点	33の地点から203度51分35秒 21. 60メートル

ルの地点	
35の地点	34の地点から215度27分53秒 21. 83メートル
ルの地点	
36の地点	35の地点から201度01分01秒 21. 69メートル
ルの地点	
37の地点	36の地点から211度07分10秒 21. 57メートル
ルの地点	
38の地点	37の地点から233度53分54秒 23. 24メートル
ルの地点	
39の地点	38の地点から220度33分54秒 21. 45メートル
ルの地点	
40の地点	39の地点から230度38分41秒 22. 01メートル
ルの地点	
41の地点	40の地点から233度26分17秒 21. 95メートル
ルの地点	
42の地点	41の地点から233度26分13秒 10. 87メートル
ルの地点	
1の地点	42の地点から307度36分07秒 27. 96メートル
ルの地点	
イ 区域B	
次の43の地点から51の地点までを結んだ線、51の地点から43の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D. L. +0. 37メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域	
43の地点	甲地点から53度32分07秒 1, 108. 42メートル
トルの地点	

44の地点	43の地点から358度08分14秒 5. 11メートル
ルの地点	
45の地点	44の地点から352度22分02秒 16. 52メートル
ルの地点	
46の地点	45の地点から345度17分37秒 18. 18メートル
ルの地点	
47の地点	46の地点から345度56分02秒 13. 06メートル
ルの地点	
48の地点	47の地点から349度36分54秒 33. 32メートル
ルの地点	
49の地点	48の地点から75度26分43秒 1. 02メートル
ルの地点	
50の地点	49の地点から344度44分42秒 0. 03メートル
ルの地点	
51の地点	50の地点から91度01分39秒 5. 35メートル
ルの地点	
52の地点	51の地点から170度24分14秒 18. 23メートル
ルの地点	
53の地点	52の地点から180度07分23秒 21. 88メートル
ルの地点	
54の地点	53の地点から164度20分51秒 22. 20メートル
ルの地点	
55の地点	54の地点から177度30分27秒 21. 84メートル
ルの地点	
43の地点	55の地点から183度44

分39秒	1. 64メートル
ルの地点	
ウ 区域C	
次の56の地点から64の地点まで結んだ線、64の地点から69の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D. L. +0. 37メートル)における公有水面と陸地との境界線、69の地点と56の地点を結んだ線により囲まれた区域	
56の地点	甲地点から49度34分30秒 1, 150. 25メートル
トルの地点	
57の地点	56の地点から345度26分55秒 3. 89メートル
ルの地点	
58の地点	57の地点から348度21分19秒 24. 11メートル
ルの地点	
59の地点	58の地点から347度31分22秒 25. 26メートル
ルの地点	
60の地点	59の地点から345度10分54秒 5. 35メートル
ルの地点	
61の地点	60の地点から348度03分09秒 13. 87メートル
ルの地点	
62の地点	61の地点から328度26分28秒 15. 65メートル
ルの地点	
63の地点	62の地点から48度37分26秒 2. 18メートル
ルの地点	
64の地点	63の地点から46度07分13秒 0. 51メートル
ルの地点	
65の地点	64の地点から155度05

分03秒 21.01メートルの地点  
 66の地点 65の地点から162度27分57秒 22.71メートルの地点  
 67の地点 66の地点から164度29分58秒 22.76メートルの地点  
 68の地点 67の地点から166度30分57秒 22.83メートルの地点  
 69の地点 68の地点から170度24分42秒 1.20メートルの地点  
 56の地点 69の地点から271度01分46秒 5.57メートルの地点

エ 区域D

次の70の地点から78の地点を結んだ線、78の地点から179度14分06秒51.00メートルの地点を円心とする半径51.00メートルの円周で78の地点と79の地点を結ぶ北側円弧、79の地点から82の地点までを結んだ線、82の地点から95の地点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位(D.L.+0.37メートル)における公有水面と陸地との境界線、95の地点と70の地点を結んだ線により囲まれた区域  
 70の地点 甲地点から45度35分46秒 1.191.18メートルの地点  
 71の地点 70の地点から308度49分27秒 36.22メートルの地点  
 72の地点 71の地点から309度46分33秒 39.59メートルの地点

73の地点 72の地点から308度41分38秒 21.52メートルの地点  
 74の地点 73の地点から297度48分17秒 6.59メートルの地点  
 75の地点 74の地点から291度51分15秒 9.27メートルの地点  
 76の地点 75の地点から269度53分57秒 37.55メートルの地点  
 77の地点 76の地点から359度23分49秒 0.10メートルの地点  
 78の地点 77の地点から269度08分16秒 31.64メートルの地点  
 79の地点 78の地点から231度02分20秒 68.00メートルの地点  
 80の地点 79の地点から8度14分12秒 16.10メートルの地点  
 81の地点 80の地点から278度18分20秒 4.62メートルの地点  
 82の地点 81の地点から35度49分14秒 42.83メートルの地点  
 83の地点 82の地点から90度21分25秒 2.73メートルの地点  
 84の地点 83の地点から57度08分11秒 7.64メートルの地点

85の地点 84の地点から144度04分24秒 4.69メートルの地点  
 86の地点 85の地点から117度54分40秒 4.51メートルの地点  
 87の地点 86の地点から91度31分05秒 10.65メートルの地点  
 88の地点 87の地点から88度32分30秒 39.68メートルの地点  
 89の地点 88の地点から89度40分07秒 8.99メートルの地点  
 90の地点 89の地点から96度53分51秒 25.92メートルの地点  
 91の地点 90の地点から127度12分13秒 22.05メートルの地点  
 92の地点 91の地点から120度59分36秒 24.22メートルの地点  
 93の地点 92の地点から134度01分14秒 22.59メートルの地点  
 94の地点 93の地点から132度27分34秒 23.58メートルの地点  
 95の地点 94の地点から140度41分00秒 21.43メートルの地点  
 70の地点 95の地点から225度42分13秒 1.61メートルの地点

(3) 面積

区域A 32,206.58平方メートル  
 区域B 257.67平方メートル  
 区域C 315.68平方メートル  
 区域D 2,126.62平方メートル  
 合計面積 34,906.55平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福井県敦賀市田結65号南浜40番、田結66号南今原10番、赤崎48号南今原7番1、7番5、7番6、7番7、7番8、49番、57番1、60番1、60番3、赤崎47号北今原27番3、27番6、3番1、28番2、赤崎44号セバ谷口21番4、39番1、39番2、39番3、39番4、39番5、39番6、39番7、39番8、40番1、40番2、40番3、41番1、41番2、41番3、41番4、41番5、赤崎38号南津13番、14番1、14番2、28番、29番、30番、32番、赤崎36号北浜田14番、15番、16番2、17番、19番、21番、22番、赤崎35号下ノ庄23番、26番、27番、28番、29番、30番、赤崎34号ワキ庄6.18番合併、22番、23番1、23番2、25番、26番に接する国有海浜地内および同地先公有水面  
 (2) 区域  
 次の各地点を順次に結んだ線および111の地点と97の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域  
 96の地点 甲地点から45度47分33秒677.87メートルの地点  
 97の地点 96の地点から37度37分4

98の地点	97の地点から8度18分34秒
99の地点	98の地点から98度18分34秒
100の地点	99の地点から113度01分36秒
101の地点	100の地点から129度13分19秒
102の地点	101の地点から147度46分37秒
103の地点	102の地点から167度32分24秒
104の地点	103の地点から168度36分48秒
105の地点	104の地点から178度27分48秒
106の地点	105の地点から190度33分32秒
107の地点	106の地点から199度34分25秒
108の地点	107の地点から208度16分02秒
109の地点	108の地点から214度33分30秒

110の地点 109の地点から222度16分28秒

96の地点 110の地点から307度37分47秒

110の地点 面積 180, 558. 84平方メートル

4 埋立地の用途

(1) 護岸用地 配置 埋立地の西側に位置 規模 約0. 3ヘクタール

(2) 緑地用地 配置 埋立地の東側に位置 規模 約3. 2ヘクタール

5 出願の日 平成19年2月11日

6 縦覧に供する場所 福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

**福井県告示第110号**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条ノ2第1項の規定により、埋立地の用途の変更の許可申請があつたので、同条第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年2月23日

敦賀港湾管理者 福井県 代表者 福井県知事 西川 一誠

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

福井市大手3丁目17番1号

福井県 福井市大手3丁目17番1号 福井県知事 西川 一誠

2 埋立地の用途の変更の内容

(1) 位置 福井県敦賀市泉字173号カブト岩1番4ならびに同字167号絹掛1番1、1番4および1番3の地先公有水面

(2) 区域 ア 第1-1工区

次の各地点を順次に結んだ線および⑳の地点と㉑の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉒の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台(北緯35度39分54秒、東経136度03分30秒(以下「基点」という。))から80度21分25秒 697. 58メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から270度00分00秒 211. 50メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から180度00分00秒 30. 00メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から270度00分00秒 42. 23メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から0度00秒00秒 32. 51メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から304度44分48秒 27. 70メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から0度00分00秒 281. 98メートル

の地点

㉙の地点 ㉘の地点から77度11分43秒 66. 65メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から180度00分00秒 20. 08メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から270度00分00秒 59. 99メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から180度00分00秒 233. 36メートルの地点

㉝の地点 ㉜の地点から124度44分48秒 73. 01メートルの地点

㉞の地点 ㉝の地点から90度00分00秒 211. 50メートルの地点

イ 第1-2-1工区

次の各地点を順次に結んだ線および㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊱の地点 基点から80度21分25秒 697. 58メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から0度00分00秒 20. 00メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から90度00分00秒 393. 37メートルの地点

㊴の地点 ㊳の地点から180度00分00秒 20. 00メートルの地点

ウ 第1-2-2工区

次の各地点のうち㊴の地点から㊵の

地点までを順次に結んだ線、㉔の地点  
332度36分40秒290.25メ  
ートルを円心とする半径290.25  
メートルの円周で㉓の地点と㉔の地点  
を結ぶ南東側の円弧、㉓の地点から㉔  
の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（  
D.L.+0.29メートル）におけ  
る公有水面と陸地との境界線により囲  
まれた区域

①の地点 基点から84度17分59  
秒 1.279.06メー  
トルの地点

②の地点 ①の地点から257度06  
分38秒 100.13メー  
トルの地点

③の地点 ②の地点から63度11分  
46秒 22.44メー  
トルの地点

④の地点 ③の地点から52度30分  
35秒 22.44メー  
トルの地点

⑤の地点 ④の地点から47度10分  
00秒 8.36メー  
トルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から257度59  
分46秒 21.87メー  
トルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から58度28分  
12秒 41.92メー  
トルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から52度45分  
44秒 14.05メー  
トルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から77度59分  
46秒 3.17メー  
トルの  
地点

⑩の地点 ⑨の地点から47度10分

00秒 127.99メー  
トルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から49度21分  
31秒 13.77メー  
トルの  
地点

エ 第1-3工区

次の各地点のうち⑫の地点から⑬の  
地点を結んだ線、⑬の地点から324  
度19分44秒290.25メー  
トルを円心とする半径290.25の円周  
で⑬の地点と⑭の地点を結ぶ南東側の  
円弧、⑭の地点から⑮の地点までを順  
次に結んだ線、⑮の地点から350度  
41分56秒261.24メー  
トルを円心とする半径261.24メー  
トルの円周で⑮の地点と⑯の地点を結  
ぶ南東側の円弧および⑯の地点と⑰の  
地点を結んだ線より囲まれた区域

⑫の地点 基点から82度40分22  
秒 1.254.86メー  
トルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から232度45  
分44秒 14.05メー  
トルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から238度28  
分12秒 41.92メー  
トルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から257度59  
分46秒 61.38メー  
トルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から270度00  
分00秒 56.57メー  
トルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から0度00分0  
0秒 20.00メー  
トルの  
地点

⑱の地点 ⑰の地点から90度00分

00秒 21.16メー  
トル  
の地点  
⑲の地点 ⑲の地点から180度00  
分00秒 7.64メー  
トル  
の地点

⑳の地点 ㉑の地点から87度05分  
00秒 4.16メー  
トルの  
地点

㉑の地点 ㉒の地点から76度17分  
04秒 40.22メー  
トル  
の地点

(3) 面積

第1-1工区 10,007.50平方  
メートル

第1-2-1工区 7,867.50平  
方メートル

第1-2-2工区 6,373.66平  
方メートル

第1-3工区 2,722.98平方メ  
ートル

全体区域 26,971.64平方メー  
トル

(4) 変更前および変更後の用途

ア 変更前の用途

用途	配置	規模
ガス業用 地	埋立地の最西端に位置	約3.7 1ヘクタ ール
取水施設 用地	埋立地の最東端に位置	約0.6 1ヘクタ ール
緑地	埋立地の中央にあつて ふ頭用地と道路用地と の間に位置	約1.4 3ヘクタ ール
ふ頭用地	埋立地の西側にあつて ガス業用地の東側に位	約0.0 6ヘクタ



道路用地	置	約0.0 9ヘクタ ール
	埋立地の東側にあつて 緑地と取水施設用地と の間に位置	

イ 変更後の用途

用途	配置	規模
緑地	① 埋立地の中央に位 置 ② 埋立地の西側に位 置	約1.8 8ヘクタ ール
ふ頭用地	埋立地の西側に位置	約0.5 4ヘクタ ール
道路用地	埋立地の東側にあつて 、緑地①と緑地②との 間に位置	約0.2 8ヘクタ ール

3 出願の日

平成19年2月5日

4 縦覧に供する場所

福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

福井県告示第111号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、埋立地の用途の変更の許可申請があつたので、同条第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成19年2月23日

敦賀港港湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 西川 一誠

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

福井市大手3丁目17番1号  
福井県  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県知事 西川 一誠

2 埋立地の用途の変更の内容

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町40番および2番2、同市泉字173号カブト岩1番4ならびに同市泉字泉字167号縮掛1番1、1番4および1番3の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線および⑤の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

次の各地点のうち②の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、④の地点と④の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮位（D. L. +0.29メートル）における公有水面と金ヶ崎防波護岸との境界線および③の地点と②の地点を結ぶ平成9年秋分の満潮（D. L. +0.29メートル）における公有水面と金ヶ崎防波堤との境界線により囲まれた区域

⑤の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台（北緯35度39分54秒、東経136度03分30秒（以下「基点」という。）から73度58分02秒 495.50メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から304度44分48秒 73.01メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から0度00分00秒 233.36メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から90度00分00秒 59.99メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から0度00秒00秒 8.00メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から180度00分00秒 3.00メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から90度00分00秒 181.50メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から180度00分00秒 279.87メートルの地点  
⑭の地点 基点から97度36分34秒 362.07メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から34度44分49秒 131.80メートルの地点  
⑯の地点 ⑮の地点から0度00分00秒 26.50メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から90度00分00秒 42.23メートルの地点  
⑱の地点 ⑰の地点から0度00分00秒 30.00メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
⑳の地点 ⑲の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
㉒の地点 ㉑の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
㉔の地点 ㉓の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
㉖の地点 ㉕の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
㉘の地点 ㉗の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
㉚の地点 ㉙の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点  
㉜の地点 ㉛の地点から90度00分00秒 30.00メートルの地点

0 0秒 5 5 0 . 0 0メートルの地点  
 ⑤①の地点 ⑤③の地点から1 8 0度0 0分0 0秒 9 3 . 6 1メートルの地点

③①の地点 基点から8 9度3 6分3 6秒 8 8 3 . 2 3メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点のうち⑤⑥の地点から3 3度3 6分4 0秒2 9 0 . 2 5メートルを円心とする半径2 9 0 . 2 5メートルの円周で⑤⑥の地点と⑤⑤の地点を結ぶ南東側の円弧、⑤⑤の地点から②⑧の地点までを順次に結んだ線および②⑧の地点と⑤⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑤⑥の地点 基点から8 3度4 9分2 5秒 1 , 2 0 4 . 6 9メートルの地点

⑤⑤の地点 ⑤⑥の地点から2 5 0度0 5分0 5秒 7 5 . 5 1メートルの地点

③①の地点 ⑤⑤の地点から8 9度0 2分3 5秒 4 8 . 4 3メートルの地点

③①の地点 ③①の地点から6 3度1 1分4 6秒 2 2 . 4 4メートルの地点

②⑨の地点 ③①の地点から5 2度3 0分3 5秒 2 2 . 4 4メートルの地点

②⑧の地点 ②⑨の地点から4 7度1 0分1 0秒 8 . 3 6メートルの地点

ウ 第3工区

次の各地点のうち⑤②の地点から③⑦の

地点までを順次に結んだ線、③⑦の地点から1 8 0度0 0分0 0秒5 . 4 2メートルを円心とする半径5 . 4 2メートルの円周で③⑦の地点と③⑧の地点を結ぶ北東側の円弧、③⑧の地点と③⑨の地点を結んだ線および③⑨の地点と⑤②の地点を結んだ線により囲まれた区域

次の各地点のうち⑤④の地点から⑤⑥の地点までを順次に結んだ線、⑤⑥の地点から3 3 2度3 6分4 0秒2 9 0 . 2 5メートル地点を円心とする半径2 9 0 . 2 5メートルの円周で⑤⑥の地点と⑤⑤の地点を結ぶ南東側の円弧、⑤⑤の地点から②⑧の地点までを順次に結んだ線、②⑧の地点と③③の地点を結ぶ平成9年の秋分の満潮位 (D. L. + 0 . 2 9メートル) における公有水面と陸地との境界線、③③の地点と⑤④の地点を結ぶ平成9年の秋分の満潮位 (D. L. + 0 . 2 9メートル) における公有水面と金ヶ崎防波護岸との境界線により囲まれた区域

⑤④の地点 基点から3 4 1度5 2分1 2秒2 6 1 . 2 4メートルの円周で④⑩の地点と④①の地点を結ぶ南東側の円弧、④①の地点から④⑦の地点までを順次に結んだ線、④⑦の地点から3 2 0度5 0秒0 7秒3 4 . 5 8メートル地点を円心とする半径3 4 . 5 8メートルの円周で④⑦の地点と④⑧の地点を結ぶ南東側の円弧、④⑧の地点から9 0度1 3分0 3秒1 4 . 7 5メートル地点を円心とする半径1 4 . 7 5メートルの円周で④⑧の地点と④⑨の地点を結ぶ北西側の円弧、④⑨の地点と⑤①の地点を結ぶ平成9年の秋分の

満潮位 (D. L. + 0 . 2 9メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑤②の地点 基点から7 8度4 4分4 5秒 7 0 1 . 2 1メートルの地点

⑤①の地点 ⑤②の地点から0度0 0分0 0秒 2 7 9 . 9 7メートルの地点

⑤①の地点 ⑤①の地点から9 0度0 0分0 0秒 9 8 . 5 0メートルの地点

⑤③の地点 ⑤②の地点から1 8 0度0 0分0 0秒 2 3 5 . 0 0メートルの地点

⑤⑤の地点 ⑤③の地点から9 0度0 0分0 0秒 3 0 9 . 8 7メートルの地点

⑤⑥の地点 ⑤⑤の地点から1 8 0度0 0分0 0秒 4 . 8 3メートルの地点

③⑦の地点 ③⑥の地点から9 0度0 0分0 0秒 0 . 7 4メートルの地点

③⑧の地点 ③⑦の地点から1 3 5度0 0分0 0秒 7 . 6 7メートルの地点

③⑨の地点 ③⑧の地点から1 8 0度0 0分0 0秒 3 4 . 7 3メートルの地点

⑤④の地点 基点から8 8度4 2分1 0秒 1 , 0 2 6 . 4 9メートルの地点

⑤⑤の地点 ⑤④の地点から0度0 0分0 0秒 9 3 . 6 1メートルの地点

⑤③の地点 ⑤③の地点から9 0度0 0分

0 0秒 1 1 1 . 4 4メートルの地点  
 ⑤⑥の地点 ⑤⑦の地点から7 7度5 9分4 8秒 6 1 . 3 8メートルの地点

⑤⑤の地点 ⑤⑥の地点から2 5 0度0 5分0 5秒 7 5 . 5 1メートルの地点

③①の地点 ⑤⑤の地点から8 9度0 2分3 5秒 4 8 . 4 3メートルの地点

③②の地点 ③①の地点から7 7度0 6分3 8秒 1 0 0 . 1 3メートルの地点

③③の地点 基点から8 8度2 3分5 3秒 1 , 0 8 5 . 7 0メートルの地点

①の地点 基点から7 9度1 5分0 1秒 1 , 3 7 6 . 1 7メートルの地点

②の地点 ①の地点から2 2 9度2 1分3 1秒 1 3 . 7 7メートルの地点

③の地点 ②の地点から2 2 7度1 0分0 0秒 1 2 7 . 9 9メートルの地点

④⑩の地点 ③の地点から2 5 7度5 9分4 6秒 1 0 4 . 5 2メートルの地点

④①の地点 ④⑩の地点から6 3度0 5分5 0秒 7 9 . 6 9メートルの地点

④②の地点 ④①の地点から5 3度5 9分2 8秒 1 2 . 4 3メートルの地点

④③の地点 ④②の地点から8 9度5 9分2 6秒 7 . 5 2メートルの

地点

④④の地点 ④③の地点から47度10分04秒 102.36メートルの地点

④⑤の地点 ④④の地点から317度10分04秒 4.42メートルの地点

④⑥の地点 ④⑤の地点から47度10分04秒 7.00メートルの地点

④⑦の地点 ④⑥の地点から36度41分21秒 5.44メートルの地点

④⑧の地点 ④⑦の地点から28度46分35秒 25.97メートルの地点

④⑨の地点 ④⑧の地点から45度14分01秒 20.87メートルの地点

④⑩の地点 ④⑨の地点から89度59分33秒 12.20メートルの地点

(3) 面積

第1工区 154,103.05平方メートル

第2工区 766.22平方メートル

第3工区 63,731.21平方メートル

全体区域 218,600.48平方メートル

(4) 変更前および変更後の用途  
ア 変更前の用途

用途	配置	規模
ふ頭用地	① 埋立地の北側にあつて、西側から東側に至る位置	約16.8ヘクタール

	② 埋立地の南側にあつて、福利厚生施設用地の東側に位置	
保管施設用地	埋立地の南西側にあつて、緑地②と福利厚生施設用地との間に位置	約1.4ヘクタール
業務施設用地	埋立地の南西側にあつて、緑地②と福利厚生施設用地との間に位置	約1.5ヘクタール
福利厚生施設用地	埋立地の南西側にあつて、保管倉庫用地および業務施設用地とふ頭用地②との間に位置	約0.5ヘクタール
緑地	① 埋立地の北東端に位置 ② 埋立地の南西端に位置	約0.7ヘクタール
道路用地	① 埋立地の中央にあつて、西側から東側に至る位置 ② 埋立地の東側に位置	約1.8ヘクタール

イ 変更後の用途

用途	配置	規模
ふ頭用地	① 埋立地の北側にあつて、西側から東側に至る位置 ② 埋立地の南側にあつて、道路用地④の東側に位置	約16.8ヘクタール
保管施設用地	埋立地の南西側にあつて、道路用地③と福利厚生施設用地との間に位置	約1.0ヘクタール
業務施設	埋立地の南西側にあつ	約1.7

用地	て、ヘリポート用地と福利厚生施設用地との間に位置	ヘクタール
福利厚生施設用地	埋立地の南西側にあって、保管倉庫用地および業務施設用地と道路用地④との間に位置	約0.4ヘクタール
緑地	埋立地の中央西側に位置	約0.1ヘクタール
道路用地	① 埋立地の中央にあって、西側から東側に至る位置 ② 埋立地の東側に位置 ③ 埋立地の南西側にあって、道路用地①とヘリポート用地を結ぶ位置 ④ 埋立地の南西側にあって、福利厚生施設用地とふ頭用地②との間	約1.9ヘクタール
ヘリポート用地	埋立地の南西端に位置	約0.4ヘクタール

- 3 出願の日  
平成19年2月5日
- 4 縦覧に供する場所  
福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

**福井県告示第112号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項の規定に

において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

- 1 都市計画の種類  
福井都市計画公園 5. 6. 1号足羽山公園

- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 変更する部分

福井市山奥町57字、福町35字、36字、37字、門前町17字、西谷町29字、30字、31字、不動町1字および2字の各一部

- (2) 追加する部分

福井市門前町1字、16字、山奥町58字、59字、60字、61字、小山谷町12字、32字、33字、34字、花堂北2丁目、月見5丁目および西木田5丁目の各一部

- (3) 削除する部分

福井市山奥町15字、西谷町1字、常磐木町および川上町の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課  
福井市大手3丁目10番1号  
福井市都市政策部都市計画課

- 4 縦覧期間

自 平成19年2月23日  
至 平成19年3月 9日

勝山市土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成18年10月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。  
平成19年2月23日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所  
理事長 牧下信芳 勝山市平泉寺町  
平泉寺56-73甲1

理事 下牧清三郎 勝山市荒土町  
細野口9-13

理事 田部雅敏 勝山市鹿谷町  
矢戸口31-34

理事 斎藤貞夫 勝山市遅羽町  
蓬生16-5

理事 前川茂一 勝山市平泉寺町  
赤尾166-11

理事 前川義信 勝山市荒土町  
松田2-59

理事 山田修司 勝山市荒土町  
布市22-43

理事 土田八孝 勝山市荒土町  
清水島6-24

理事 横山正宣 勝山市荒土町  
別所5-3

理事 三崎善三郎 勝山市荒土町  
細野38-3

理事 藤澤勲一 勝山市野向町  
龍谷49-32

理事 内田義男 勝山市野向町  
竹林2-1

理事 片山修一 勝山市野向町  
深谷4-35

理事 石塚康雄 勝山市野向町  
薬師神谷38-11

理事 水野忠範 勝山市野向町

**公 告**

理事	中村隆夫	北野津又144-3
理事	中村喜久雄	勝山市平泉寺町 平泉寺121-38
理事	廣瀬久仁雄	勝山市片瀬 30-15
理事	松山保雄	勝山市猪野口 20-6
理事	牧野元恵	勝山市若猪野 4-11
理事	嶋田政憲	勝山市鹿谷町 保田34-14
理事	本多順治	勝山市鹿谷町 登坂12-6-5
理事	山端嘉榮	勝山市鹿谷町 本郷21-30
理事	坂井幸夫	勝山市鹿谷町 西遷羽口10-58
理事	斎藤甚三郎	勝山市平泉寺町 大渡30-甲3
理事	福田 稔	勝山市平泉寺町 北山10-19
理事	中沢 弘	勝山市片瀬 赤尾41-24
理事	堀内 博	勝山市片瀬 30-5
理事	石橋政光	勝山市荒土町 北宮地10-15
理事	小山顕照	勝山市野向町 聖丸22-22
理事	小山顕照	勝山市鹿谷町 保田4-8-1



平成十九年二月二十三日印  
平成十九年二月二十三日發

刷 行

發行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號  
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県  
(株)エクシート

☎ 五五六七八番